

2014 年 9 月 30 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

「食品リコール制度について」

北京オフィス顧問 安 然

II 中国法令アップデート

- 国外投資管理弁法
- 消費者權益を侵害する行為についての処罰弁法(意見募集稿)
- 「企業情報公開暫定条例」を徹底的に実行することに関する関連問題の通知
- 広告法(修正草案)
- 大気汚染防止法(修正草案意見募集稿)

III 中国万感

～ほうおう～

弁護士 森脇 章

I 中国相談室

北京オフィス顧問 安 然

Q: 近頃、食品薬品監督管理総局による「食品リコール及び販売停止監督管理弁法」の公開意見募集が行われましたが、中国の現行の食品リコール制度の概要及びかかる意見募集稿の要点について解説してください。

A:

I. 現行の食品リコール制度

食品リコール制度は、食品生産者や経営者が自主的にまたは主管部門に命じられ、食品安全基準を満たさない食品や安全ではない食品を回収し、処分する制度である。

中国の食品リコール制度は、2007 年 8 月 27 日に国家品質監督検査検疫総局により公布・施行された「食品リコール管理規定」(以下「管理規定」という。)により発足した。その後、2009 年 6 月 1 日に施行された「食品安全法」によって、食品リコール制度は法律のレベルで確立された。食品安全法はリコール対象、義務者、義務内容及び行政罰等の面で管理規定と異なる内容の規定を置いているが、食品安全法が上位法かつ新法であることから、両者が抵触する部分については食品安全法が適用されると思われる。もっとも、管理規定にしか規定されていないリコールの具体的な手続等に関する規定は引き続き有効であると思われる。

管理規定及び食品安全法の関連規定により構成されている現行の食品リコール制度の概要は下表のとおりである。

	管理規定(2007.08.27 施行)	食品安全法(2009.06.01 施行)
リコールの対象	生産に起因する不安全食品(即ち、証拠によって人間の健康に害を及ぼした又は害を及ぼす可能性があると証明された食品)	食品安全基準(注)に満たさない食品
リコールのレベル	・一級リコール(重大危害・死亡あるいはその可能性、または流通範囲が広くかつ社会影響が重大) ・二級リコール(一定程度の危害あるいはその可能性、または流通範囲・社会影響が比較的に小さい) ・三級リコール(軽微な危害あるいはその可能性、または成分表記が不十分)	規定なし
義務者	食品生産者	食品生産者・経営者
義務の内容	・潜在的な食品安全危害を発見した場合それに対する調査及び評価、または主管部門による調査・評価への協力 ・調査及び評価により不安全食品と認定された食品の生産停止、販売者・消費者への通知(一級リコールについて 1 日以内、二級リコールについて 2 日以内、三級リコールについて 3 日以内)、	・生産・販売の停止、市場に流出した食品のリコール、関連生産者・経営者・消費者への通知、リコール及び通知の記録。 ・リコールされた食品の矯正、無害化処理又は廃棄

	主管部門へのリコール計画及び実施報告の提出 ・リコールされた食品の無害化処理又は廃棄	
行政罰	・義務不履行の場合、主管部門による警告及び期限限定の是正命令がなされる。 ・指定された期限内で是正しない場合、3 万人民元以下の罰金が科される。	・主管部門による命令を受けてなおリコールまたは販売停止を行わない場合、違法所得及び違法行為に用いられた設備・原材料の没収、2 千人民元ないし違法食品の価値の十倍に相当する金額の罰金、許可証の取消が科される可能性がある。
主管部門	国家品質監督検査検疫総局及び地方各レベルの品質監督部門	品質監督部門、工商局、食品薬品監督管理部門

注：食品安全基準とは、衛生行政部門により制定される強制基準である。

II. 食品安全法改正案及び管理弁法意見募集稿による改正

2013 年年末、食品安全法が 2009 年の施行以降初めての改正プロセスに入り、翌年の 2014 年 7 月、食品安全法の第二回の公開意見募集が行われた。一方、2014 年 8 月 6 日、食品薬品監督管理総局は、新たに食品リコール及び営業停止監督管理弁法の意見募集稿（以下「管理弁法」という。）を公表し、公開意見募集を行った。

食品安全法の公開意見募集稿では、監督管理機関を食品薬品監督管理部門に限定する旨の規定がされており、現行の意見募集稿の内容のままで公布されれば、食品リコールの主管部門は食品薬品監督管理部門に統一されることとなる。その場合、国家品質監督検査検疫総局が制定した管理規定は廃止されるか少なくとも実質的に運用されなくなると思われ、今回の食品薬品監督管理総局による管理弁法の制定は、管理規定の代わりとして、食品リコールの具体的な手続の根拠になると推測される。

食品安全法の公開意見募集稿及び管理弁法の意見募集稿の主な改正・制定の内容は以下のとおりである。いずれもリコール制度の拡大（リコール対象の拡大、義務者の拡大）、厳罰化、監督管理機関の一本化の方向で規定されているといえる。

食品安全法の公開意見募集稿
・ リコールの対象に「証拠により人間の健康に害を及ぼす可能性がある」と証明された食品」が追加され、リコールの対象が拡大された。 ・ 食品輸入者がリコールの義務者に加えられ、義務者の範囲が拡大された。 ・ 罰金の額が 5 万人民元又は違法食品の価値の二十倍に相当する金額となり、厳罰化された。 ・ 主管部門が食品薬品監督管理部門のみとなり、監督管理機関が一本化された。
管理弁法の意見募集稿
・ リコール対象について食品安全法の公開意見募集稿と同じ文言を使い、制度の統一化が図られている。 ・ 食品安全へのリスクの程度によって、リコールを緊急リコールと一般リコールの二種類に分け、緊急リコールの場合、企業が食品安全リスクを知ってから 24 時間以内に（一般リコールの場合は 72 時間以内に）主管部門に対してリコール計画を提出し、同時にリコールを実施しなければならないとの規定を設けた。従来の管理規定に比べて、企業に対する反応速度への要求は高くなったといえる。

- 食品市場の開設者、食品販売場所の賃貸人、食品展示会の開催者及びインターネットプラットフォーム提供者に対して、新たに、食品安全基準を満たさない又は健康に害を及ぼす可能性のある食品に気づいた場合に関連食品経営者の販売を停止させる義務を規定している。

中国において食品安全事件は過去幾度も問題となっており、近時でも今年の 7 月に中国国内外で大々的に報道された上海福喜による使用期限切れ肉使用事件や 8 月のウォルマートによる使用期限切れ食料使用疑惑が注目を集めた。しかしながら、これまで企業が管理規定や食品安全法に基づいて自主的に食品をリコールした事例やリコール義務を履行しなかったために主管部門より企業を処罰された事例はあまり見当たらない。

これは、現行の制度上では企業が自主的にリコールしなくとも、主管部門に指摘されてからリコールをすれば処罰されないという点にあるのではないかと筆者は考えている。食品安全法の公開意見募集稿及び管理弁法の意見募集稿では、リコール対象、義務者、義務内容、行政罰及び主管部門等の面では改正を行っているが、上記の点には触れていない。今回の改定が食品リコール制度の運用にどの程度の影響をもたらすか、今後の注目点の一つとなる。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若 林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横 井 傑

最新中国法令の解説

＜国外投資管理＞

国外投資管理弁法

〔ポイント〕 本弁法は、2009年3月に公布された従前の「国外投資管理弁法」に替わるもので、中国企業の海外投資に関連する行政手続を簡素化するものである。中国国内企業が海外で投資を行おうとする場合、商務部門から認可を取得し、または届出を行わなければならない。旧弁法では、中国側投資者の投資額が1億米ドル以上となる場合には原則として認可を取得することが要求されていたが、本弁法では、「敏感な国・地域、業界」への投資に限って認可を要求し、その他の投資については届出で足りるとされた。なお、敏感な国については、商務部が別途認可管理を行う国リストを公布できるとされている。

(2014年9月6日公布、同年10月6日施行)(商務部)

〔原文〕 [境外投资管理办法](#)

＜消費者保護＞

消費者權益を侵害する行為についての処罰弁法(意見募集稿)

〔ポイント〕 本弁法は、「消費者權益保護法」等の消費者保護法規に基づき、事業者の消費者の權益侵害行為について、工商行政部門としての行政処罰等を規定するものである。行政処罰の対象となる行為を詳述するほか、工商行政部門に対し、処罰行為について、企業信用情報公示システム等を通じて、社会に公開することを義務付けている。

(意見募集期間:2014年9月5日～同年10月4日まで)(国家工商総局)

〔原文〕 [侵害消费者权益行为处罚办法（征求意见稿）](#)

＜企業情報公開制度＞

「企業情報公開暫定条例」を徹底的に実行することに関する関連問題の通知

〔ポイント〕 中国では、これまでの企業の「年度検査制度」に代わるものとして、2010年10月1日から新しい「企業情報公開制度」が実施されることが予定されている。本通知は、「企業情報公開暫定条例」の円滑な実施を目的として、同条例で規定された、開示情報、年度報告、抜取検査等について、国家工商行政管理総局としての解釈、立場を明確にするものである。

(2014年9月2日公布)(国家工商総局)

〔原文〕 [关于贯彻落实《企业信息公示暂行条例》有关问题的通知](#)

＜広告＞

広告法(修正草案)

〔ポイント〕 本修正草案は、インターネットの発達など広告を取り巻く環境の変化に対応するべく、1995年2月1日施行の広告法を改正するものである。既存の規制の強化に加えて、新しい広告手法への対応や、近年問題となっている広告の規制等の新たな規定が導入されている点が特徴的である。例えば、迷惑メール対策として、公共の場所の管理者、通信事業者又はインターネット情報サービス提供者に違法広告の送付の防止を義務付ける規定、広告主のみならず広告の中

で商品やサービス等を薦めた者の虚偽広告にかかる責任の規定等がある。本改正は、企業の宣伝広告活動に大きな影響のある改正となるため、今後の動向に留意されたい。

(意見募集期間:2014 年 8 月 31 日～同年 9 月 30 日まで)

[原文] [广告法（修订草案）](#)

＜環境＞

大気汚染防止法(修正草案意見募集稿)

[ポイント] 本稿は、近年、国内外で中国の大気汚染問題への関心が高まりをみせていることに応えて、2000 年 9 月 1 日施行の大気汚染防止法を十数年ぶりに大きく改正するものである。本稿では大気汚染物質の放出量について地方政府の責任を細かく定める等行政的な対応を多く定めているほか、企業との関連では汚染物質排出許可管理制度や、汚染物質放出の程度による段階的な規制(環境保護設備の導入義務付け等)等の規制が定められており、また法的責任も加重されている。もっとも、各規定は未だ抽象的なものにとどまっているため、本法の立法動向に加えて、関連する規則の立法動向にも注目する必要がある。

(意見募集期間:2014 年 9 月 9 日～同年 10 月 8 日)

[原文] [大气污染防治法（修订草案征求意见稿）](#)

◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】



中国万感



【ほうおう】

弁護士 森脇 章

9 月 23 日(火)大雨

「ほうおう」が上海にやって来た！

台湾でさんざん騒動を起こし、現在上海に滞在中。わが上海オフィスは浦東の 101 階建のビルの中にあるが、このビルの半分上くらいを覆い隠している。

今日は、いつも通り朝 7 時半に家を出た。が、流しのタクシーが殆どない。逆に、タクシーを待つ人で溢れている。

早々に諦めて地下鉄に乗る。「ほうおう」が猛威を振るっていて、日本なら出勤しなくてもいいといわれそうな暴風雨だが、みんな何食わぬ顔で、いつものようにスマホを眺めている。

ほどなくオフィスの最寄駅につく。ここから徒歩で約 15 分。傘が折れ曲がるのではないかと思ったが、何とか折れずにすんだ。でも、雨は横殴りなので、かばんや服はびちょびちょだ。

出勤途中に、ふとあることに気付いた。バラエティに富んだ「ほうおう」対策出勤スタイル！目の前にいる 20 人をざっとカウントしてみた。皆この 101 階建のオフィスビルに勤める方たちだ。

・T-シャツ、短パンの男性：4 人(男性)

⇒ 普段このような格好の方はこのビルには少ないので、正に「ほうおう」仕様だと思われる。

・サンダル(ビーチサンダルやクロックスのサンダル(もどきを含む))：6 人(男性及び女性)

⇒ 女性にも少なくなった。かなり印象的！

・長靴(雨天用のロングブーツ)：1 人(女性)

⇒ 意外に少ない。なお、この女性の場合、真っ黒な装飾なしのものではなく、薄いピンク系のリボン付きの長靴だった。

・スーツ上下：2 人(男性)

⇒ このお二人は間違いなく日本で日本の伝統的ビジネスマン教育を受けた方であろう(と勝手に推測)。

日本だと、雨に濡れるのを避けて、防水(or はっ水)の靴か長靴を履くことを考えそうだが、サンダルというのは逆転の発想だ！T-シャツ、短パンも同一線上にあるといえる。

「ほうおう」は、これから日本にも立ち寄るそうだ。私は、数日後に東京に戻るが、ひょっとするとまだ「ほうおう」も東京滞在中かもしれない。その時は、私も T-シャツ、短パン+サンダルで出勤してみようと思う。いや、やっぱり無理だ。

ほうおう：鳳凰(フォンウオン)。平成 26 年台風第 16 号のアジア名(世界気象機関(WMO)台風委員会による名称)。WMO 台風委員会は、現在のところ 12 のメンバー国(地域)で構成されており、それらが国(地域)名(アルファベット)順に提供した名称リストに基づき、発生順に命名することになっている。現在のところ、リストには 140 の名称が挙げられており、今回の「鳳凰」(フォンウオン)は香港当局の命名によるもので、山の名前にちなんだものとされる(現行リストでは第 60 番目)。中国では、最近は概ねこのアジア名が使われている。

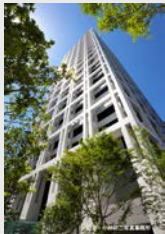
本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川
裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご
遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は
全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	横井 傑	詹 新平
楽 楽	李 加弟	
屠 錦寧	李 彬	
呉 曉青	安 然	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770 (代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060 (代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311 (代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000 (代表)
Email: singapore@amt-law.com